

(様式1)

受付担当		市民館・分館				
受付	合議	担当	管理担当係長	振興係長	橘分館長	高津市民館長

### 高津市民館・橘分館インターネットサービス利用申請書

太枠内を御記入ください。

<input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦		年	月	日
利用団体				
利用責任者				
連絡先電話番号 メールアドレス				

標記について、本申請書裏面の規約を遵守することを承諾し、次のとおり申請します。

利用施設・室場	<small>(主な利用場所を記入してください)</small> <input type="checkbox"/> 高津市民館 <input type="checkbox"/> 橘分館			
利用申請期間	<small>(許可期間は施設予約日期間内です)</small> 年 月 日 ~ 年 月 日			
利用目的	<input type="checkbox"/> 川崎市の事務事業のため <input type="checkbox"/> 川崎市を構成員とする協議会等の事務事業のため <input type="checkbox"/> 社会教育振興事業のため <input type="checkbox"/> その他(具体的内容: )			
接続台数/利用方法	<small>(最大接続台数についてはご相談下さい)</small> 台	<input type="checkbox"/> WEB会議 <input type="checkbox"/> ( )		

様 令和 年 月 日  
 高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長  
 (市民館LAN総括管理者)

先日、申請がありました上記内容について、審査結果を通知します。

<input type="checkbox"/> 利用可  <input type="checkbox"/> 利用不可	⇒	SSID名	利用許可期間
		事前共有キー	年 月 日 まで

利用集中により、回線容量に余裕がないと見込まれるため

## 高津市民館及び高津市民館・図書館橋分館接続用無線LAN管理運用規約(抜粋)

### (利用者)

第7条 インターネット接続用無線LANの利用者は、当該各号に定める者とする。

- (1)高津市民館及び橋分館職員
- (2)所属長が必要と認め、かつ総括管理者の許可を得た川崎市職員
- (3)高津市民館及び橋分館の当該施設利用者で、かつ総括管理者の許可を得た者

### (利用目的)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる目的のためにインターネット接続用無線LANを使用することができる。

- (1)川崎市の事務事業のため
- (2)川崎市を構成員とする協議会等の事務事業のため
- (3)社会教育振興事業のため
- (4)その他総括管理者が必要と認める目的

### (利用手続)

第9条 第7条第2号及び第3号に定める利用者は、「高津市民館・橋分館インターネットサービス利用申請書」(様式1)を総括管理者あて提出し、許可を受けなければならない。

### (利用条件)

第10条 インターネット接続用無線LANの利用に関する費用は無料とする。

2 利用時間は、利用者が当該施設を利用する時間内とする。

5 インターネット接続に用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は利用者が準備するものとし、必要な設定は利用者で行うものとする。

6 利用者は、自らの判断・責任の下にインターネット接続用無線LANを利用するものとする。

7 インターネット接続用無線LANの利用に必要なパスワードは、原則として使用の当日に伝えるものとする。

### (法令の遵守)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる法令及び規定等を遵守しなければならない。

- (1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日号外法律第128号)
- (2)川崎市情報セキュリティ基準
- (3)インターネット接続用無線LANに接続する機器に応じて、インターネット接続用タブレット兼用型端末等管理運用要綱(平成29年11月30日付29川総I第463号)
- (4)SNS等の業務利用に関するガイドライン(令和2年3月30日付31川総I第676号)
- (5)web会議を利用する際には、当該web会議サービス等の利用規約

### (禁止事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)法令又は公序良俗に反する行為、またはこれらを掲載するサイトの閲覧
- (2)誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他他者に不快感を与える行為
- (3)ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- (4)法人の利益を目的とした行為又は営利事業を援助する行為

### (利用の中止)

第13条 川崎市は、自らが必要と認める場合は、予告することなくインターネット接続用無線LANの利用の提供を中止し、終了し、または変更することができる。

2 川崎市は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者に対しインターネット接続用無線LANの利用を予告することなく停止することができる。

### (免責)

第14条 川崎市は、インターネット接続用無線LANの利用に不具合、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することを保証しないものとする。

2 川崎市は、利用者がインターネット接続用無線LANを利用したこと、又は、利用できなかったことによって損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

3 川崎市は、インターネット接続用無線LANを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。

4 川崎市は、利用者がインターネット接続用無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

### (損害賠償)

第15条 利用者がこの規約に違反したことにより川崎市が損害を被った場合、利用者はその損害を負担するものとする。

### (規約の変更)

第16条 川崎市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの規約を変更することができるものとする。

### (その他)

第17条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて総括管理者が定める。

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。